

記者発表資料
平成24年11月6日
水産業振興課
担当者：千葉、武川（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う クロダイの出荷制限指示について

金華山以南の海域におけるクロダイに関しては、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、平成24年6月28日に出荷制限が指示されていたところですが、本日、金華山以北の海域においてもクロダイの出荷制限が指示されました。

このことから、下記のとおり金華山以北の海域（別紙参照）において、クロダイを出荷しないよう生産者等に要請しましたので、お知らせします。

なお、金華山以北の海域におけるクロダイに関しては、県からの要請により、既に平成24年11月2日から水揚げが自粛されております。

記

1 出荷制限指示の内容

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 対象魚種 | クロダイ |
| (2) 制限海域 | 金華山以北の海域を追加（別紙参照） |

2 県の対応状況

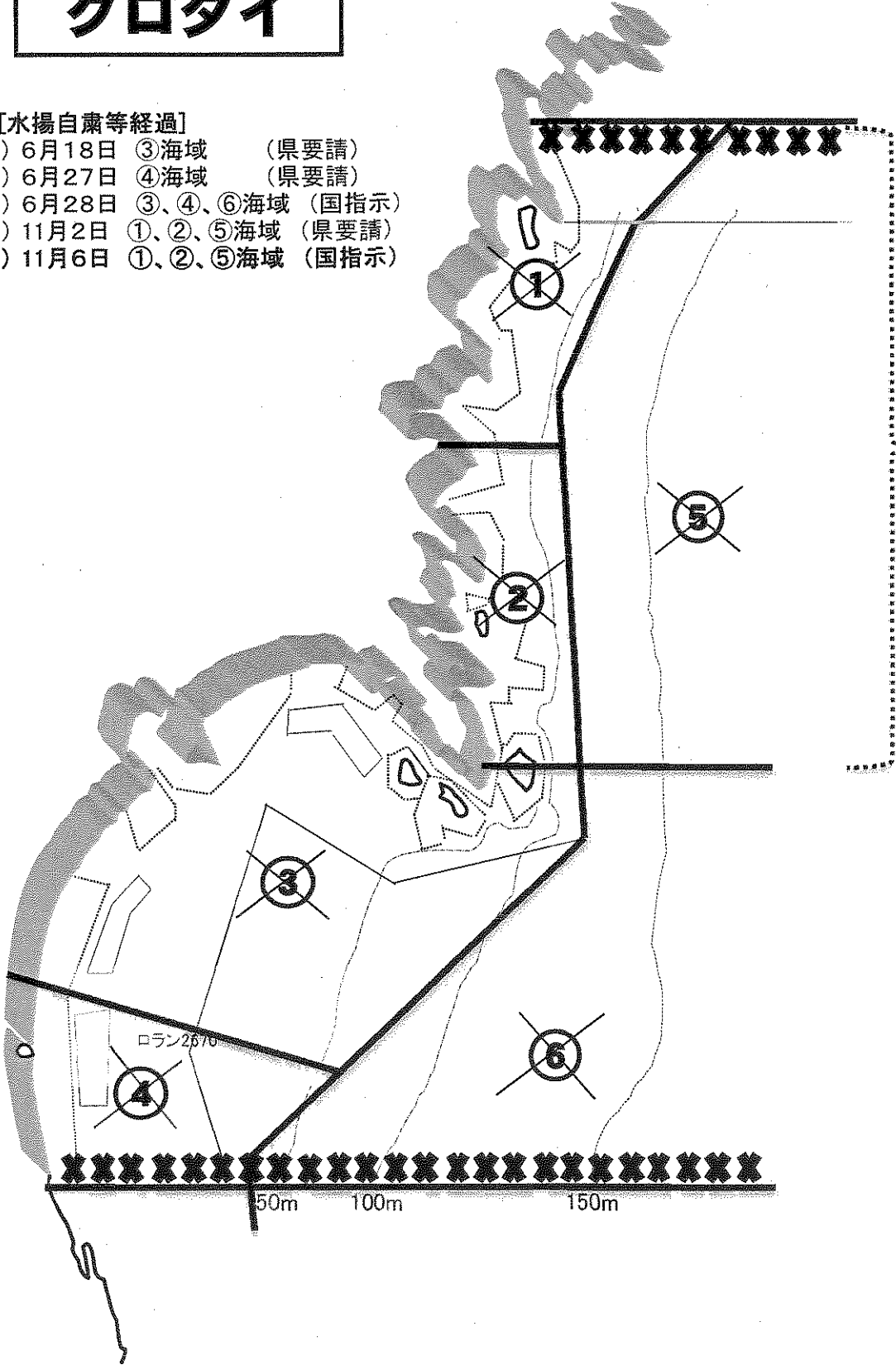
- ・ 今回の指示に基づき、宮城県沖の海域で漁獲したクロダイについて、出荷を一切行わないよう改めて生産者等に要請した。
- ・ 魚市場等流通関係者に対し、宮城県沖の海域で漁獲されたクロダイを取り扱わないよう改めて要請した。
- ・ 県内の遊漁船業者に対し、宮城県沖の海域においてクロダイの採捕を目的とした案内を行わないよう要請した。

(11月6日現在)

クロダイ

[水揚げ自粛等経過]

- 1) 6月18日 ③海域 (県要請)
- 2) 6月27日 ④海域 (県要請)
- 3) 6月28日 ③、④、⑥海域 (国指示)
- 4) 11月2日 ①、②、⑤海域 (県要請)
- 5) 11月6日 ①、②、⑤海域 (国指示)



今回、国から出荷制限指示が追加された海域